

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業
(債務負担行為)

資源化売買契約書 (案)

令和 年 月

大和市

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）
資源化物売買契約書

- 1 総 則 本契約書は、北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）の履行に伴い発生する資源化物を甲から乙へ売り払うことに関し、細目を定めるものである。
- 2 履行場所 大和市下鶴間 2698 番地
- 3 契約期間 契約確定日から令和 33 年 9 月 30 日まで
- 4 契約金額 別表「品名調書」のとおり
- 5 契約保証金 免除

上記の資源化物売買について、大和市（以下「甲」という。）と受注者（以下、「乙」という。）は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により公正な請負契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

甲及び乙は、本書〇通を作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

契約年月日 令和 年 月 日

甲 神奈川県大和市下鶴間 1 - 1 - 1
大和市 印
大和市長

乙 所在地
企業名 印
役職 代表者氏名

所在地
社名 印
役職 代表者氏名

所在地
社名 印
役職 代表者氏名

所在地

社名

役職 代表者氏名

印

所在地

社名

役職 代表者氏名

印

(目的)

- 第1条 本契約は、甲を売主とし、乙を買主とする資源化物（資源化施設により製造される資源化物をいう。以下同じ。）の売買に関し、甲及び乙の合意事項を定めることを目的とする。
- 2 甲及び乙は、基本契約に基づき、要求水準書等（要求水準書その他入札説明書等並びに入札説明書等に基づき提出された質問に対して甲が公表した回答、入札説明書等に基づき実施された対面での対話において甲が書面で通知した対話結果等をいう。以下同じ。）及び事業提案書に従い、日本国の法令及び大和市契約規則を遵守し、本契約（本条項並びに要求水準書等及び事業提案書を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、基本契約、本契約、要求水準書等、事業提案書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、本契約、要求水準書等、事業提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業提案書が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、事業提案書が要求水準書等に優先するものとする。
- 3 乙は、本契約の有効期間の全期間において、資源化物の適切な利用が継続されることが大和市におけるバイオマスエネルギーとしての下水汚泥の有効利用及び温室効果ガス排出量の削減に寄与するものであることを認識しかつ了解しており、資源化物の買取り及び資源化物の代替燃料等としての利用を確保するものとする。
- 4 甲及び乙は、相互の立場を尊重し、各々誠実にその義務を履行する。
- 5 本契約で用いる用語は、本契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合でない限り、基本契約において使用された用語と同一の意味を有するものとする。
- 6 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 本契約に係る訴訟については、横浜地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。
- 8 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に基づいて相手方に対して行う請求、通知、報告、申出、承諾、勧告、命令、催告及び解除その他一切の意思表示又は観念若しくは事実の通知を、書面をもって行うものとする。
- 9 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計算単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 11 本契約上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）が規定するところによるものとする。
- 12 本契約の定めるところに従って乙が甲に対して書面で提出することを要する届出、通知、計画、報告、図面、図表その他の書類の内容及び体裁（図面等の

データを記録した甲の指定する記録媒体を添付することを含む。)、部数等については、要求水準書等に別段の定めがない限り、甲が別途指定するところに従うものとする。

(資源化物の授受)

第2条 甲は資源化物を製造後遅滞なく乙に有価にて提供し、乙は、提供された資源化物が資源化物の規格を満たしていない場合を除き、資源化施設において製造された資源化物を全量買い取るものとし、速やかに引き取るものとする。

2 資源化物の所有権は、維持管理・運營業務委託契約に基づく業務の遂行過程で資源化物を要求水準書等に定める計量設備で計量した時点で甲から乙に移転されるものとし、その時点で甲による乙に対する引渡しが完了したとみなされるものとする。

3 乙は、資源化物の引取量を月ごとに取りまとめ、翌月の10日以内に甲に実績報告を提出しなければならない。

4 甲は、資源化物の品質に関し、如何なる保証も行わず、維持管理・運營業務委託契約に基づき甲が脱水汚泥の性状等により責任を負う場合を除き、資源化物の品質、性状及び内容等並びにそれらを原因として生じた損害等(資源化物有効利用企業に生じた損害等を含む。)について、何ら契約不適合責任その他の如何なる責任も負わない。

(資源化物の価格)

第3条 資源化物の価格は、別表「品名調書」のとおりとし、前条第1項及び第2項の定めるところに従って甲から乙に対して引渡され、所有権が移転した資源化物の全量について、乙は、甲に対し、売買代金を支払うものとする。

2 前項の価格は、別紙のとおり、見直されるものとする。但し、1tあたり100円(税抜き)を下回る価格に変更することはできないものとする。

3 資源化物の価格は、第2項に定める単価に確定した売買重量を乗じて得た額の計に、「取引に係る消費税及び地方消費税の額」として、100分の10を乗じて得た額を加算した金額とする。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等に変動が生じる場合は、前条の実績報告の実施月の消費税を適用するものとする。

4 甲と乙は、資源化物の価格が市場価格と比較して適切かどうか、別紙に基づき年に1回、契約金額(単価)を見直すものとする。

5 第1項で規定する資源化物の売買代金が1円未満の場合、切り捨てとする。

(支払方法)

第4条 資源化物の売買金額について、甲は第2条第3項の実績報告を基に決定し、甲の発行する納入通知書により、乙は発行月末日までに大和市指定金融機関等に納入しなければならない。

2 第1項の支払が遅延した場合の延滞金については、大和市諸収入金に対する督促徴収条例に基づくものとする。

(実績確認)

第5条 甲が資源化物有効利用企業における利用状況その他資源化物利用に係る実績の確認を行う場合、乙はこれに協力する。

(経費の負担と事故の責任)

第6条 搬出運搬に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

2 搬出作業中に生じた事故(第三者も含む)及び甲の所有する施設、機器に損傷を与えた場合、乙は、全責任をもって解決し、甲に損害を与えないものとする。

(天災事変等の場合)

第7条 天災事変その他やむを得ない事由のために本契約に基づく乙による資源化物の買取りの継続が不可能又は著しく困難となった場合(資源化物有効利用企業における利用状況その他資源化物利用に係る実績が本契約に基づく買取量を下回る場合を除く。以下「買取継続阻害事由」という。)、乙は、甲に対して速やかに買取継続阻害事由と今後の見込みの詳細についてそれらを基礎づける資料を付して通知の上、甲及び乙は、本契約の変更並びに損害、損失及び費用の負担その他必要となる事項についての協議を行うものとする。

2 甲及び乙が前項の定めるところによる協議開始日から60日以内に協議が調わない場合、甲は、乙に対して、買取継続阻害事由に対する対応を合理的な範囲で指図することができる。乙は、当該指図に従うものとし、また、当該指図において甲が甲による全部又は一部の負担を条件として定めない限り、その損害、損失又は費用をすべて負担するものとする。

(有効期間)

第8条 本契約の契約期間は本契約確定日から令和33年9月30日までとする。

2 前項の定めにかかわらず、甲は、本契約に乙が違反したときは、本契約を解除することができるものとし、当該解除により乙又は資源化物有効利用企業その他の第三者に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

3 第1項の定めにかかわらず、設計・建設工事請負契約又は維持管理・運營業務委託契約のいずれかが締結に至らなかった場合、又は締結している設計・建設工事請負契約又は維持管理・運營業務委託契約のいずれかが解除された場合、本契約は終了するものとする。ただし、本項に基づく本契約の終了後も、甲又は乙の相手方に対する損害賠償請求その他既発生の責任（既発生の原因に基づく潜在的な責任を含む。）に係る請求は妨げられない。なお、設計・建設工事請負契約又は維持管理・運營業務委託契約のいずれかが締結に至らなかった場合、又は締結している建設工事請負契約又は維持管理・運營業務委託契約のいずれかが甲により解除された場合、これにより乙又は資源化物有効利用企業その他の第三者に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

（その他）

第9条 本契約に定めるもののほか、乙は、大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）その他関係法令の定めるところに従うものとし、本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲及び乙の間で協議して定めるものとする。

以上

別紙 （第3条第2項関連）

物価変動等による資源化物の価格の見直し

（許容割合設定）

- 1 2及び3の見直しにより行う資源化物の価格と前回見直し時の資源化物の価格との差額が後者の±1.5%を超える場合は、見直しを行うものとする。

（算定式）

- 2 資源化物の価格については、次式に従って変化率により見直しを行うものとする。なお、金額については、円未満切捨てとする。

$$Y = X \times (1.0 + \text{変化率})$$

Y：見直し後の資源化物の価格

X：見直し前の資源化物の価格

変化率：前回見直し時（初めて価格の見直しを行う場合にあっては、本契約締結日を含む月の1日時点で公表されている指標の直近12か月平均値）から下記に示す指標直近12か月平均値の変化率（小数点第2位未満切捨て）から、±1.5%を超える率とする。

変化率の指標は、次のとおりとする。なお、当該指標は、事業提案書に基づく提案内容について合理性及び妥当性があると甲が認める場合、協議を行い見直しすることができる。

費目	変化率として用いる指標
石炭製品※	消費税を除く国内企業物価指数の石炭製品 （日本銀行調査統計局）

※本契約締結後、具体的な内容を協議の上決定する。

（見直し時期）

- 3 毎年8月に翌年4月から始まる次年度の売買価格を見直す。乙は、変化率の各指標について調べ、売買価格の見直しの発生の有無にかかわらず、毎年、甲へ書面により提出すること。

（例外的な見直し方法の採用）

- 4 2による見直し方法が適当でないと甲が認めた場合は、甲と乙が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

別表

品名調書

品名	単位	単価（税抜き）	備考
	t		